

静岡県くらし・環境部長 様

国土交通省鉄道局 施設課長

「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事について（回答）

令和7年7月30日付け環生第117号で照会があったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

以下1及び2を踏まえ、「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の規定により国土交通大臣が認可した工事实施計画に基づき行われる工事と理解して差し支えない。

- 1 当該「藤島発生土置き場における盛土計画」については、東海旅客鉄道株式会社が盛土規制法等の関係法令に基づき、適切に管理及び処理することを前提として、国土交通大臣が平成26年10月17日付けで認可した工事实施計画（その1）において、全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和45年運輸省令第86号）第2条第1項第7号レに規定する「その他工事の実施に関し必要な事項」として記載された「（汚染土壌）自然由来の重金属等による汚染のおそれのある土壌については、関連法令等に基づき、管理及び処理する計画である。」との内容に該当すると考えて問題ないこと。
- 2 国土交通大臣が令和5年12月28日付けで変更認可した工事实施計画に記載された工事予算約7兆円の内訳には、「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る運搬費、受入費、整備費、設計費及び環境調査費が含まれていること。

以上